

2025年7月1日

『2025年度版 DCプランナー1級試験問題集』正誤表

該当箇所	誤	正
134ページ (令和7年度税制改正に関する記述)	・第2号被保険者（企業年金未加入者）の個人型年金の拠出限度額：月額62,000円から他制度掛金相当額および企業型年金の事業者掛金額を控除した額 (現行：月額20,000円)	・第2号被保険者（企業年金未加入者）の個人型年金の拠出限度額：月額62,000円（現行：月額23,000円） ・第2号被保険者（企業年金加入者）の個人型年金の拠出限度額：月額62,000円から他制度掛金相当額および企業型年金の事業主掛金額を控除した額（現行：月額20,000円）

以上